

## 鶴岡市農業委員会第24回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和7年11月17日(月) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 金野 匡良      2番 菅原 仁      3番 伊藤 由紀子 5番 野村 恵      6番 工藤 久子      7番 小林 博 8番 渡部 修      9番 丸山 伸一      10番 石井 光明
出 席 推進委員	1番 森 秀弘      2番 井上 克浩      3番 石川 守 4番 齋藤 功      5番 齋藤 万里子      6番 齋藤 和博 7番 新館 登      9番 菅原 輝康      10番 河井 健次 11番 富樫 初      12番 黒井 涼子      13番 若生 正人 14番 清野 吉喜      15番 齋藤 智
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	4番 鈴木 聡 委員      8番 齋藤 政伸 推進委員
事 務 局	主査 工藤 仁      専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立      主事 齋藤 静      主事 長堀 亜由 羽黒分室調整専門員 伊藤 元生      櫛引分室主査 渡部 千歌 朝日分室専門員 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会      午前 9:30
議 長	本日の欠席届は、4番 鈴木 聡 委員、8番 齋藤 政伸 推進委員より出されております。遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第24回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思っておりますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、2番 菅原 仁 委員、3番 伊藤 由紀子 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) <<報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について>>
	(説 明) <<報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について>>
	(説 明) <<報告第3号 農地の転用事実に関する照会について>>
	(説 明) <<報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について>>
議 長	報告事項ではありますが、ご質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) <<議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について>>
議 長	これは3条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。5番 齋藤 万里子 推進委員。
5番推進委員	5番齋藤です。11月10日、新館委員と私と事務局2名で現地確認を行いました。 羽22ですが、相続農地の整理ということで、柿畑を増やしたいと考えていた受人が買受けることになったものです。現地は管理されており、樹園地もきれいな柿畑となっています。受人は現在も既存の農地で地域の農業者と協力して柿の作付けを行っている点からも、今後も適切に管理されていくことに問題ないと判断しました。 羽23ですが、こちらは柿畑の整理ということで、今年は収穫が終わり、来年以降は近隣で柿栽培を行っている受人に売渡すものです。現地はきれいな柿畑になっておりました。受人は農作業歴が50年という十分な実績・経験があり、近隣にある受人の自作地もきれいに管理されております。 以上すべてにおいて、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たしていると判断いたしました。
議 長	3番 石川 推進委員。

3 番推進委員	<p>推進委員 3 番石川です。11 月 12 日 10 時より、私と事務局 1 名で現地調査を行いました。</p> <p>藤 29 については、農地処分に係る申請であり、受人は現在まで借受けて耕作をしておりました。受人は認定農業者であり、地域の担い手であります。不整形地・狭小地と合わせての売買で、この金額設定となっております。現地調査の結果、適正に管理されており、引き続き水稻を作付けする予定です。</p> <p>藤 30 については、農地処分ではありますが、受人所有の農地が転用されることに伴う代替地として申請されたものです。申請地は市街化区域にあり、固定資産税の評価額を参考にした金額で双方合意しております。受け手の農作業歴は 60 年で、ジャガイモ・トマト・ネギなどの自家野菜を作付けする予定です。現地調査の結果、少し草は生えておりましたが、耕作に支障はないと判断いたしました。</p> <p>よって藤 29、藤 30 は、農地法第 3 条第 2 項各号の要件に該当しないことを報告いたします。</p>
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) <<議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について>>
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。9 番 丸山 伸一 委員。
9 番 委 員	9 番丸山です。機羽 26、27 は自分の案件ですので、退室を申請します。
議 長	退室を許可します。
	(9 番委員 退室)
議 長	それでは 52.53 ページの機羽 26、27 の案件のみ、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号の機羽 26、27 について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第 2 号の機羽 26、27 については、議案通り決しました。</p> <p>丸山委員の入室を許可します。</p>
	(9 番委員 入室)

議 長	<p>それでは、今採決した以外の案件について審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>全員賛成により、議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定については、原案通り決しました。          以上で本日の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、第24回東部農地部会を終了いたします。</p>
	<p>閉 会 午前 9:50</p>

	<p>議 長 <u>石井 光明</u></p> <p>議 事 録 署名委員 <u>菅 原 仁</u></p> <p>議 事 録 署名委員 <u>甲 藤 由 紀 子</u></p>
--	---